

休業中の方がボランティアをした場合について

【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合は、失業給付の基本手当が受給できます。

- 作業依頼を拒否することができること
- 作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- 有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。

1 1日1,299円までの場合

1日1,299円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

2 1日1,300円以上の場合

ボランティアの謝礼 - 1,299円・・・A

- A + 基本手当日額 賃金日額の80%
・・・基本手当は全額受給可能
- A + 基本手当日額 > 賃金日額の80%
・・・超える額分だけ基本手当は減額
- A 賃金日額の80%・・・基本手当は受給不可

「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証(第1面)の14欄と18欄に記載されています。

(ご注意) 上記1日当たりの額は平成23年10月現在です。毎年8月に変更される場合がありますので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

